

# 滋賀県社会福祉審議会

## 第5回ユニバーサルデザイン推進検討

### 第2専門分科会概要

- 1 開催日時 令和5年3月16日(木)14時00分~16時00分
- 2 開催場所 滋賀県危機管理センター1階 会議室3、4
- 3 出席委員(五十音順、敬称略)8名  
太田千恵子、尾上浩二、関根千佳、野村義明、松本正志、三星昭宏、山野勝美、頼尊恒信
- 4 欠席委員(敬称略)2名  
佐藤祐子、山本勝義
- 5 事務局  
健康福祉政策課:園田課長、田中主幹兼係長、田中主査、畑主任主事、中川主任主事、西村主事
- 6 進行  
「淡海ユニバーサルデザイン行動指針」改定版(素案)について
- 7 概要

#### (司会)

本日はお忙しいところ、御出席いただきまして誠にありがとうございます。定刻になりましたので、ただいまから滋賀県社会福祉審議会第5回ユニバーサルデザイン推進検討第2専門分科会を開催いたします。本日司会を務めさせていただきます健康福祉政策課の田中と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは開会にあたりまして、健康福祉政策課の園田から御挨拶を申し上げます。

#### (健康福祉政策課長)

皆さんこんにちは。本日は滋賀県社会福祉審議会第5回ユニバーサルデザイン推進検討第2専門分科会を開催しましたところ、何かと御多用の中、御出席いただき誠にありがとうございます。

ようやく春らしくなってきました。本県でのコロナ対応も先週にレベルIに下がって、また今週からは基本的にはマスクも外してよしとして、御本人の判断に委ねられる対応になりました。ようやくコロナ禍も終わるのかなと終息に向かっていくところでございます。

皆様におかれましては、この3年間、コロナ禍の中でもそれぞれのお立場でだれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくりの推進をはじめとする健康福祉行政に御理解と御協力をいただきましたこと、厚くお礼を申し上げます。

さて、今回は第1専門分科会と第2専門分科会の合同での開催でありましたが、本日は午前中に第1専門分科会を開催し、主に「継続的な理解促進」や「人づくり、学びの場づくり」など、ソフト面での御意見を頂戴いたしました。

この第2専門分科会におきましては、「ユニバーサルデザインのまちづくり」、「利用しやすい施設」など、主にハード面でのテーマについて御検討をお願いしたいと考えております。

本日は、これまでの分科会で皆様からいただいた御意見を踏まえまして、事務局で整理いたしました「淡海ユニバーサルデザイン行動指針」改定版の素案をお示ししております。皆様にお力添えをいただいて改定を進めています本指針につきましては、県といたしましても、県民の皆様理解を促し、主体的に取組が促進されるよう、研修の機会の提供や SNS 等を活用した普及啓発など、ユニバーサルデザインの推進に取り組んでまいりたいと考えております。

本日は限られた時間ではございますが、委員の皆様には豊富な御経験、深い御見識のもとに、忌憚ない御意見をいただきますようお願いいたしまして、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

### (司会)

この会議では、委員の皆様から事前にお申し出のありましたコミュニケーションについての配慮を踏まえて進めたいと思っております。つきましては会議の進行につきまして2点注意事項がございます。1点目は発言の前には挙手をいただき、マイクがお手元に来てからお名前を名乗っていただくうえで、できるだけゆっくり御発言をいただきたいと思っております。皆様御協力をよろしくお願いいたします。2点目はZoomで御出席いただいております委員の皆様におかれましては、発言されるとき以外はミュートに設定いただき、発言される際にはミュート設定の解除をお願いいたします。

続きまして会場の状況について説明いたします。会場左前方にはスクリーンがございます。スクリーンには本日 Zoom で御出席の尾上委員、関根委員に中継を繋いでおります。会場の中央部分に口の字型に机が配置されておりまして、そこに委員の皆様が座っていただいております。

会場には委員の他に手話通訳士・支援者の方がいらっしゃいます。手話通訳士の方が2名、支援員の方が1名おられます。会場右後方の傍聴席には2名がおられます。傍聴につきましては、分科会長の了解を得ております。報道機関の記者席には、現在取材に来られておられる方はいらっしゃいません。滋賀県の事務局は全員で6名となっております。健康福祉政策課の園田のほか5名の職員が参加をさせていただいております。事務局の後方には県庁の関係課の職員に御出席をいただいております。また会場で委員の皆様が発言されるときはマイクをお持ちする係員もおります。

次に会議の公開と会議の成立について確認いたします。本日の専門分科会は公開で開催いたします。そのため傍聴が可能となっております。会議の内容につきましても、議事概要を後日公開することとなっておりますので、御了承をお願いします。次に本日の専門分科会には現時点で委員10名中7名の御出席をいただいております。欠席の御連絡をいただいているのは2名で佐藤委員、山本委員です。遅れて御参加いただくという御連絡をいただいておりますのが関根委員でございます。委員総数の過半数となりますので、滋賀県社会福祉審議会規程第4条第2項の規定に基づき会議が有効に成立していることを御報告させていただきます。次に本日配付しております資料の確認をお願いします。

<資料確認>

**(司会)**

不足がございましたら、挙手をお願いします。よろしかったでしょうか。それでは委員の皆様には簡単に自己紹介をいただきたいと思いますので、所属とお名前をまずは会場に御出席の皆様からお願いしたいと思います。

<委員自己紹介>

**(司会)**

それでは議題に移ります。ここからの進行につきましては、滋賀県社会福祉審議会条例第7条第3項の規定により、専門分科会長は、その専門分科会の事務を掌理するとありますため、三星会長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

**(第2専門分科会長)**

はい、それではここから私の方で進めさせていただきたいと思います。冒頭で事務局からお願いがありましたように会議の情報保障、ユニバーサルデザイン化のために御発言は冒頭に所属、名前をいただいた上で、あまり早口にならないようにゆっくり、はっきりとおっしゃっていただければありがたいです。最初の挨拶としては、もし最後に多少でも時間がありましたら、私や尾上先生から報告したいと思うんですが、この3月に大阪万博の建築物ガイドラインがまとまりました。これは我々が参画して作ったものでバリアフリー・ユニバーサルデザインとしては東京2020が最新だったわけですが、全ての面でそれを上回るレベルのものを作ったと自負しております。新しい内容が加わっております。滋賀からは西村さんとか太田さんとかいろんな方に御協力いただきながら、現在進行中であります。会場全体の設計が進んでおります。何を申しなかったかと言いますと、ユニバーサルデザイン社会に関しましては、急速な勢いで今、変化、新しい流れがでてきております。そんな情勢の中で、「淡海ユニバーサルデザイン行動指針」を策定するわけでありまして、ぜひとも現在の日本の中でトップをいくようなものにしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。早速議事を進めたいと思います。

それでは事務局の方から、「淡海ユニバーサルデザイン行動指針」改定版素案について報告をお願いします。あれこれ注文がつけれるチャンスはもう1回最後があります。ただ、最後は本当に最後の最後になると思いますので、今回主なところは大体終わるものだと考えていただいて御発言いただければありがたいです。事務局お願いします。

<資料説明>

**(第2専門分科会長)**

スケジュールに関しまして何か御質問はございますか。特にならなければ、次お願いいたします。

<資料説明>

**(第2専門分科会長)**

はい、ありがとうございます。ここまで御意見ございませんでしょうか。何かありましたらまた後からでも御発言いただくことにします。次、改定版素案の御説明をお願いします。

<資料説明>

**(第2専門分科会長)**

はい、ありがとうございます。それでは討論に入りたいと思います。いつもそうですが、時間の許す限り、基本全員に御発言いただいております。ということにしたいと思っておりますので、よろしく御意見を伺います。それではどなたからでも結構です。

**(委員)**

5点ほどまとめてお話しさせていただきます。まず、資料2の10ページなんですが、これはちょっと文章だいたいじつはいいと思います。というのは「LGBT 等について理解が不足しており、トイレや更衣室などの利用に当たり問題が生じていることから」というのは、他に LGBT に対する理解促進しますみたいなことが出てくるんですけど、LGBT 等についての理解が不足している。トイレや更衣室などの利用に当たり問題が生じているっていうのは実は文脈が全く違う。これをこのままでおいておくと実は大きな問題になって、というのは、実はトイレの利用で問題になっているのは、トランスジェンダーの人ですね。ただ、LGBT の T っていうのは、LGB に関しては自分の性別と性自認っていうのは一緒ですから、トイレの問題は問題にならないわけです。もっと言ったら同性愛やバイセクシャルに関するヘイトスピーチの方が問題なわけですね。つまり、同性愛は子どもができないみたいな、先日もマスコミを賑わせましたが、そういう問題です。ここを、LGBT 等の理解不足と、トイレっていうのを一緒にしてしまうことで、実は LGBT の問題自体が、トランスジェンダーの問題に集約されてしまうという問題があるんですね。それが前半の LGB の人とか Q の人に対して、逆の差別にもつながっていくようなことになるので文脈は考えた方がいいということ。

次に13ページでございますが、やっぱり過去に対する反省、これはもちろんなんでもそうですけど、「先人たちの精神や施策を大切にするとともに、新しい課題に積極的に取り組む」となっていますけれども、障害者福祉施策も医学モデルから社会モデルへ、あるいはインクルーシブ教育へ変わってきている中で、今までは何だったかという分離教育であったり、施設中心の福祉であったり、例えば福祉の決定事務、昔は措置だったわけです。行政から一方的に、あなたはここがいいでしょうという

ことで措置をしてきたわけです。それから、いわゆる個人の選択とか、個人のケアマネジメントということ、セルフマネジメントということ、福祉の考え方が変わっているんで、そういう福祉施策を大切にしますといったときに、若干、今までの医学モデルの、そういったいわゆる役所中心主義の福祉を引き継ぐんです、それ以外は新しい課題なんですね、っていうならば、大きな問題と思うのですね。多分どこの企業でも成功例って割と気にしなくてもいいんです。むしろ失敗例、失敗とか過ちをどう修正していくか、っていうところに非常に重い課題があるのに、引き継いでいくみたいな書き方をするのは若干、齟齬があるのかなっていうことと、次は23ページになりますが、目指す方向の③、「補装具の適正な支給」が「適切な支給」になっているんですけども、適正とか適切というのはどの立場で適正や適切っていうことを言うのか、ということ。そういう価値観をあえてつけなくても文章として成り立つのではないかとということ。

資料3の4ページですけど、「思いやり」という言葉がちょっと残っているんで、それをどう考えるか、っていうことで、他者を思いやる気持ちを忘れず、のとこの思いやり、ちょっとそこはもう一度考えていく必要があるっていうことです。次に、6ページです。やっぱり「疑似体験大事です」ってさっきおっしゃっていましたが、最近、疑似体験が問題だっている論文の方が増えてきているんですね。いろいろな世界があるんですけど、やっぱり疑似体験の問題点をどう補うかっていうところをもうちょっと議論した方がいいということと、次の市町の交流っていうところですけど、やっぱり交流っていうのはインクルーシブじゃないと思うんですね。外国人等との交流、この夏にイギリス、スウェーデンに行ってきて、スウェーデンなんかは生粋のスウェーデン人っていうのは多くないんですね。外国人の方が多いわけで、それがハーフとか、そういう形で、それを「交流」というのか。外国人と交流っていうのは、あくまでも日本人中心社会があるから、それに対して外国人と交流というような、まだそこはエクスクルーシブな状況が続いているんじゃない、だから交流っていう、ともに生きているみたいな、ともに生きていくことで学習していくみたいな、そういう書き方が大事なんじゃないかということと、最後ですが、16ページ、上の囲みの⑥です。外国にルーツを持つ人々の母語っていうところで、「ポルトガル語、ベトナム語等」ってありますけど、あえてこの例示はいらんないんじゃないか。例えば、他のスウェーデン語は入ってないじゃないか、そういう話にもなってくるので、ポルトガル語、ベトナム語っていう例示は必要なくて、いわゆる多様な言語で書かれたという方が、大事になるんじゃないかと、若干早口で長い説明になって申し訳ありません。

## **(第2専門分科会長)**

はい、ありがとうございます。たくさん問題提起いただきましたので、1回ちょっと区切らざるを得ないので。ここで事務局の方から今の御意見に関して、答えるところは答えていただきたいと思えます。その前に意味が全部皆さんおわかりだったでしょうか。確認したいのですが、「LGBT」については「LGBTQ」に直されたんですね。

## **(委員)**

Qにするか、Q+(プラス)にするか。

**(第2専門分科会長)**

「LGBT」は最近、「LGBTQ」。そのうえで、LGBTQ に理解はいいんだけど、その次にトイレ整備の環境をだすと、LGBTQ の理解が間違えると、そういう意味ですね。

**(委員)**

はい。

**(第2専門分科会長)**

なぜかというのは、お手洗いに全く問題のない LGBTQ の方もいるから。そういう意味ですか。

**(委員)**

いわゆる LGBT のところで、L はレズビアンですね。いわゆる性的指向であって、私は異性愛者か同性愛者っていうだけで、体の問題はもちろんトランスジェンダーであり、同性愛であるっていう人もいますけれども、トランスジェンダー、体は女性だけれど、性自認は男性ですっていうか、男性として生きますっていう人はもちろん女性のトイレには行けないわけですよね。逆もしく、トイレの問題は問題ですけれども、私同性愛者なんで異性のトイレ行きます、という方はおられないわけです。おられないという言い方は若干語弊がありますけれども、そういう問題がありますので、LGBTQ がイコールトイレ問題ではない。

**(第2専門分科会長)**

分かりました。ここは私なりに補足すると、確かに論理的・国語的におっしゃるように集合の対応が合わない。ちょっと触る必要がありますね。事務局、意味は分かりましたか。

**(事務局)**

委員がおっしゃったことは非常によく分かりましたので、また修文したいと思います。

**(第2専門分科会長)**

他の意見についても事務局に答えていただけますか。

**(事務局)**

まず、その前に、委員が今見ていただいている資料が、おそらく事前にメールでお送りさせていただきましたものだと思いますが、本日お配りしたものを御覧いただけると幸いです。御意見のあった LGBT のトイレのところ、少し修文していますので御覧いただければと思います。ただ委員が今おっしゃってくださったものが反映できているわけではありませんので、結局修文は必要だと考えています。

何点かいただいた御意見のうち資料2の13ページ、基本姿勢の部分なんですけれども、先駆的に福祉実践に積極的に取り組んできた先人たちの精神のところです。

**(第2専門分科会長)**

時間の関係もあるので、実は事務局と両会長とで1回だけディスカッションしてるんで、その時もこれは書き直しをしましょうということになりました。

**(事務局)**

この部分は委員の皆様の御意見があって追加した部分だと思いますので、また皆さんから御意見いただきたいです。

**(第2専門分科会長)**

他の方も御意見あったらどんどん手を挙げてください。つまり、福祉実践に積極的に取り組んできた先人たちの云々に関しては、従来の古い福祉政策や障害者政策に関して相当間違いであったという厳しい批判もあり、いろんな政策がある中でこれだけ大きく持ち上げた格好でそれを引き継ぐというわけにはいかない。そんなことで我々もこの前の議論で理解しましたよね。

**(事務局)**

ここは元の指針にはなかった部分で、これまでの分科会での御意見をいただいて、追記した部分だと認識をしております。

**(第2専門分科会長)**

ですから、時間の関係もあるのでここを考え直しますということですね。

**(事務局)**

はい。

次に補装具のところの23ページの一番下段ですね。③で「福祉用具の普及啓発と補装具の適切な支給への支援をします」ということで、こちらは「本人にとって最も豊かな日常生活が送れるように適切な補装具が支給されるよう、市町に対して本人に対しても支援をします」ということを書かせてもらっているんですけども、その適切という言葉は要らないのではないかと、何が適切かっていうのは人によって異なるとそういった御意見かと思うんですけども、この部分についてはまた検討はしたいと思っております。

**(第2専門分科会長)**

なぜ「適切な」がまずいのか。

**(委員)**

いわゆる滋賀県っていうのは支給決定権者でもあるわけですよ。例えば、滋賀ルールで、私は若干滋賀県から離れていますので、変わっていれば申し訳ないですけども、例えば、ある年齢までは電動車いすは支給しないっていう方針があったり、逆にいわゆる補装具の支給決定に関して、九州の方では裁判も出てるわけです。そういう中で支給決定権者と同じ資格の方が適切だっていう言い方をしてしまうと誰にとって適切なのということになるのか。

### **(第2専門分科会長)**

はい、その辺で分かっていただけだと思います。「適切な」っていうわけで今の補装具の支給というのは行政というかいわゆる上が決めるわけで、本人が参加して本当に対等な立場でディスカッションするということではなくて、だからそういうむしろ、適切という言葉は、これは上から目線で決定してくることをイメージするので、ここの表現はいかなものかとそういう意味。事務局いかがですか。

### **(事務局)**

こちらは現在も障害者プランにおいても同様の表現でまとめさせていただいているところでございまして、ルールに則って適切に支給するというのは本来だと考えているのですけれども、この言葉がどうしてもおかしいということでしょうか。

### **(委員)**

現に隣の京都でも訴訟があるし、かなりここは当事者の意見が分かれるところ、あるいは脳性麻痺に限っても、いろんな治療方針によって補装具のあり方というのは変わっていくわけでございますので、それをここに書いているということは、「ここに書いてます」という自分のところの、県側の強みにもなるので、やっぱり争ったときに、という問題を考えていただきたいなと思います。

### **(委員)**

今、委員のお話や県のお話を聞いて思ったことなんですけれども、「適切な」という表現は確かに行政の方の場合によく使われる表現だと私は認識しています。「いろんな制約がある中、考えられるのが望ましい」とかですね、そういう表現であれば本人にとって先ほど言われますように、「本人にとって望ましい」とか少し表現を変えることができるのかなと考えております。はい、以上です。

### **(第2専門分科会長)**

はい。ありがとうございました。ちょっとこれは時間の関係もありますので、やりだすと結構長くなるんです。この議論というのは「行政で適切な」をばんばん使っていて、それがいけないという議論、やりだすと長くなるし、意味は分かりました。ちょっとまだ行政の方には分かりにくいかもしれないですね。「適切な」が入るとみんな行政が決める適切なんだよって、表に基づいて適切に支給をするという、こういうパターンがあるのは、そういう表現でおかしいということなんで、どうでしょう。ちょっとこれを預かりにしませんか。



**(事務局)**

委員からいただいた意見も踏まえまして、担当課と相談して考えたいと思っています。また相談させていただきます。

**(第2専門分科会長)**

そうですね。次いきましょうか。

**(事務局)**

御意見いただいたのは資料3の4ページに記載している「思いやり、他人を思いやる気持ち」でしたり、そうですね、そういった「思いやり」という言葉が適当ではないのではないかということだったかと思うのですけれども、他者を思いやる気持ちを忘れずに、という部分は、おかしくないようにも思うんですけれども、このユニバーサルデザインとかバリアフリーの関係を進めていくにはこういった「思いやり」とか、前回、「おもてなし」というのはおかしいのではないかという御意見をいただいて、削除したと聞いているんですけれども、この「思いやりの心」というワードもやはりちょっともう馴染まないという事なんでしょうか。

**(委員)**

社会モデルは思いやりとは違うわけです。

**(第2専門分科会長)**

いかがですか。思いやりはいつそのことこの文章から全部消してはどうだという御意見です。これに関して他の委員の方皆さん、御意見ありますか。

**(委員)**

いろんな意見が出てくるかと思いますが、他の委員も発言をしたいと思いますので、時間がもうどんどんなくなってきますので、他の課題を相談する予定もあるのであれば、意見を出し合って、事務局がそれを全て受け止めて整理をして、整理をした後にまたメールをいただいて、また検証するというふうにした方が効率的ではないかなと思うんですけれどもいかがでしょうか。

**(第2専門分科会長)**

はい、ありがとうございます。運営に関する事なんで、私お答えしますが、委員の提起が極めて本質的である問題を含んでおり、その後の委員の御提案も最もでございますので、大変深い内容です。これも同じく突っ込みますと、1時間は必要な内容です。繰り返しになりますけれども、「思いやり」という言葉はあまり使わない、つまり例えば、移動であったり、人間として暮らすことは基本的な権利であって、善意で思いやりにするというものではないという考え方が環境の整備をしていく

という立場からは結構大事なんです。ただ、果たしてそれが今事務局からお話がありましたように、「思いやり」を全て消さないといけないのかとなると、やっぱり「思いやり」っていう別の言葉としてね、やっぱり人々が他人に関する想像力をつけていく必要があるんで、それを持って「思いやり」だとすれば、むしろ必要だとできる。これは先ほどと同じ預かりにしまして、これだけで1時間はかかります。申し訳ないが、事務局と両会長が預かって、またそちらに提起するかもしれませんので、よろしくをお願いします。

#### (委員)

資料の2の24ページ、「だれもが使いやすいものづくり」の中でよく分からないところがあるので、教えて欲しいところがあります。目指す方向③、「県におけるユニバーサルデザインの公共調達」っていうのはどういうイメージなのか、ちょっとつかめないんで教えていただけますか。

#### (第2専門分科会長)

「公共調達」っていうのは、県や市町が発注する。調達品これが必要だということで発注する。そういうことを意味します。今、委員の目の前にある机とか上の電球であるとか、スイッチであるとか、これ全て公共調達品です。これは最初のときに委員から意見が出まして、「隗より始めよ」ということで、県は自分が購入するものはすべからくユニバーサルデザインにしていくと、そういう方向を鮮明にしろという御意見、それを反映しております。

#### (委員)

一般的に、こういう言葉を使うんでしょうか。一般の方が見てもらっても分からないんじゃないでしょうか。

#### (第2専門分科会長)

おっしゃるとおりですね。これは行政の用語です。

#### (委員)

公共調達っていうのは確かに行政用語ですが、これは県がやるべきことというところに書いてあります。国、県や市町が物を買うとき、すなわち公共機関がものを購入、すなわち「調達」する際にユニバーサルデザインのもの以外を買ってはならないというのは他の国では30年前から義務化されています。Web サイト、ICT 機器、パソコン、FAX、そういったものをも行政がUD以外のものを買ったら、買った人が罰金を取られて牢屋に入れられるくらい厳しいものなんです。日本ではそこまでの法律はないんですけど、熊本県では2000年頃からもう既にこういったルールを作っていました。ですから、ぜひ滋賀県でも、県が購入するものはユニバーサルデザインのものにするという、ルール化をしてほしいという意味なんです。

公共調達という言葉は確かに一般の人にはなじみがないかもしれませんが、少なくとも行政職員

は100%知っていますので、県のところに置くのであればここでもいいのかなと思います。

**(第2専門分科会長)**

そういうことでここは御理解ください。

**(委員)**

後ほどちょっと考えさせてもらえます。まだちょっと納得はしていないので、改めてまたメールさせていただきます。

**(第2専門分科会長)**

はい。確かに委員がおっしゃるように、一般の人は使う言葉ではないですね。

**(事務局)**

今、がおっしゃっていただきました「公共調達」というワードも含めまして、ほとんどまだ注釈がつけられてない状況なんですけど、例えば10ページより前を見てくださいと、下の方に注釈をつけさせてもらっています。こういった形で公共調達も含め分かりにくい、一般の方に読んでもらえないとちょっと意味がないので、分かりやすく下段の方に注釈をつけていきたいと思っております。おっしゃってくださっているように、このワード分かりにくいというものがありましたら、こちらでももちろん拾って書いていくんですけども、御意見いただけるとありがたいです。

**(委員)**

はい、わかりました。

**(第2専門分科会長)**

ありがとうございました。他いかがでございましょうか。

**(委員)**

さっきの公共調達、たしかにちょっと分かりにくい言葉かもしれませんね。もう一つあります。行政からの情報を、SPコードや紙でも出しましょうという部分ですが、これはどちらかというと個別の項目に思えます。より本来的には、電子自治体そのものをユニバーサルデザインで構築します、高齢者・障害者・外国人などが使いやすく、アクセシブルであることを前提とします、と明記して頂きたいのです。今、デジタル庁でも何とかして電子政府を最初からUDにできないかと戦っています。そのような国の方針を、やはり県でも受け止めてほしいのです。あらゆる情報発信をまずUDで作るという大項目を置き、その中で、個別の事例を出していくべきです。例えば、パンフレットなどではカラーUDを前提にします、などとする方がいいと思います。

**(第2専門分科会長)**

ありがとうございます。

はい。この点はいかがでしょうか。先生から御提案のあったこの情報のところは、もう少し踏み込んでこういった書き方までした方がいいと、どうですか。

#### **(事務局)**

その前に、今、チャット画面表示しておりますが、文字が少し小さく、後方の皆様にはちょっと見づらくと思いますので私の方から読み上げさせていただきます。

情報提供の部分ですが、県および市町のミッションとして電子政府、電子自治体をユニバーサルデザインで構築し高齢者や障害者、外国人などが使いやすくアクセシブルであることを前提とします、とする必要があると思います。その後、個々の政策が入ってくる方が素直に進められると思います。以上です。

#### **(第2専門分科会長)**

はい、ありがとうございます。さて皆さんの意見もどうでしょうか。

#### **(事務局)**

ありがとうございます。今の素案の中では「わかりやすい情報提供」の中で IT を活用したであるとか、アクセシビリティを高めるという表現をさせていただいておりますけれども、今、御提案があったことも含めまして、また後ほど御相談させていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

#### **(委員)**

これは県庁の中で、広報・広聴の皆さんと、情報政策の皆さんとが話し合っていたく必要があります。情報アクセシビリティは、内閣府から各自治体さんに厳しく依頼されていますので、ここを外して県の情報発信はあり得ないです。だからこれを中心にして進めるという大項目を置き、そこから個々の施策に落としつけていかれる方がいいのかなと思います。この辺は情報政策課などとも話し合っていたらと思います。少し技術的なことになってしまって申し訳ありませんでした。

#### **(第2専門分科会長)**

ありがとうございます。これはぜひやっぱり預かりにしましょう。これも少し時間もかかります。これも理由は大事なんで申し上げておきますと、今、国はかなり UD 化に向けて具体化しております。また障害者団体等からも厳しく国に対しては要求・要望は行っております。それに対して全国何千の自治体っていうのは、それから見ると相当に遅れております。そういう意味ではせっかく今回作るわけですから、国のレベルを考えてみますと、もう少し具体できちんこう書いていきたいと思います。ただ、本県において、その表現で受け入れるかどうか、これは少しやっぱり議論しないと、丸々のみというのもよくないですから、申し訳ないですが

預かりでディスカッションします。また御相談はさせていただきたいと思います。

他の点いかがでしょうか。だいぶ時間がきておりますので、今度は指名で最初に申しましたように、1回は御発言して帰っていただくということで、順番に指名させていただきます。

### (委員)

一つ気になったことは、資料2の素案改定版の21ページ、移動しやすいまちの現状と課題、「駅のバリアフリーについて、鉄道事業者によっては、場所的な余裕がないなどの課題があります。」って、なので、目指す方向として、⑤だと思うんですけど、「すべての人にとってわかりやすく使いやすい交通の実現に向けた交通施設のユニバーサルデザイン化の促進、シームレスな交通体系を構築します。」が多分これに対して目指す方向だと思うんですけど、4月から JR とかいろんな鉄道会社でバリアフリー料金とかで交通料金が上がるって聞いているんですけど、駅の方でユニバーサルデザイン、ホーム柵などいろいろ検討されているって聞いたんですけど、そういうような少しは改善されるってようなこととかが、この中には盛り込めないかなって思ったんです。

4月から各鉄道会社の主要駅でバリアフリー料金が加算されると聞きました。値上がり度合いはわからないのですが、HP の公表では2025年は野洲駅までと書いてありました。そういう意味で令和2年に脊損協会が交通機関の調査した「旅しが style!」の内容を今後、更新し改定する必要があると思います。また、指針素案の中にもバリアフリーに改善される可能性があることを入れることができないかなと思いました。

### (第2専門分科会長)

事務局からいかがでしょうか。バリアフリー料金取るようになりましたので、値上げに合わせてバリアフリー化します。そういうことも、現実の目の前、具体でやっておりますので、そういう内容を情勢の中に入れなくて良いのかということですね。

### (事務局)

鉄道事業関係者も含めました会議体を持っていますので、そういった場を活用してどういったことができるのか、どういったことをされる予定なのかということも含めて意見交換していきたいと思っております。

### (第2専門分科会長)

ありがとうございます。補足すると、バリアフリー料金を取るからバリアフリー化するんだ。逆です。バリアフリー化しなきゃいけないから値上げしますと、ああいうキャンペーンに関して私個人は首をかしげております。ありがとうございます。

### (委員)

あと別件なんですけどいいでしょうか。守山市の方で、今度新しく庁舎が建ちます。以前にも守山ユニバーサルデザインアドバイザーで関わらせてもらったり、今度、守山市の方で視覚障害の西村さんとか聴覚の方とか何人かいろんなことでも守山ユニバーサルデザインアドバイザーの委嘱をされて、一応、庁舎とか具体的なことの説明を受けました。そういう意味でちょっといろんな意見をしたんですけど、なかなか避難経路のこととか5階、6階なのにスロープは難しいとかいろいろと意見もあったんですけど、そういうようなも守山ユニバーサルデザインアドバイザーとしての活動を始めることになりました。以上です。ありがとうございました。

### **(第2専門分科会長)**

これ、できれば当事者参画の仕組みづくりのところで市の取組の例なんかは入れないのですか。守山の今のウォッチャーの話ってというのは全県的どころか、全国的に見てもユニークで良い取組なんです。県としてはそこまで細かいことはもしかしたら初めて聞くかもしれませんが実はすごくいいことやっているんです。できれば入れたいですね。

### **(事務局)**

ありがとうございます。資料の3の例えば5ページ、まだ具体的に市町に期待される取組例が空白でございますけれども、まさしく守山市の取組は以前から注視しておりましてこういったところに入れるようにしていきたいと考えております。

### **(第2専門分科会長)**

ぴったりですね。はい。他ございませんでしょうか。

### **(委員)**

私の方からは、全体を通して申し上げたいことがやはり物事がきちりと実現をしていくことが大切です。こういう改定案を作って、さらに物事を進めていかななくてはいけないので、申し上げたのがやはり行政としてよく使う言葉として「検討します」っていうのはよく使うんですけども、やはり「検討します」では、さらに物事が前に進まないなので、そこは表現を変えてほしいということで意見を申し上げてしっかりと変えていただきたいと思っているところです。私からは以上です。

### **(第2専門分科会長)**

ありがとうございます。私も気になっているので、最後の最後はやっぱり「検討します」っていうのは検索かけて順番に、本当にこれで良いのか、もう1回見てみたいと思います。

### **(事務局)**

ありがとうございます。

### **(委員)**

2つございます。本当にユニバーサルデザイン、バリアフリーしていこうって言っていますが、公共交通機関自体がもう減っているという現状がありますよね。例えば長浜市、米原市なんかは路線バスなんかもほぼなくなってきています。なのに、バリアフリー、バリアフリーって言われても路線自体がない分、矛盾をすごく感じています。そのあたりに県としてどう考えていくのか。その辺も検討が必要だと思います。

二つ目は運営方法ですけれども、今日は正直言って、発言が全く分からないことがありました。理由は、ものすごく早かったですね。ページをまず見てから、手話を見ますので、聞こえる人の場合は資料を見ながら聞くことができるかと思えますけれども、僕は聞こえませんので資料はどこだろうって思ってから通訳を見ますのでかなり遅れてしまうわけです。その配慮がぜひとも欲しいなと思います。なんのためのユニバーサルデザインの会議なのかっていうのをすごく感じます。それとも一つは資料の2ですね。目次がありますね。その章ごとに、1章について何か意見がありますかっていうふうに終わって、2章についてっていうふうに集中的に見ることができるかなと思いますので、そのあたりに配慮をお願いします。以上です。

### (第2専門分科会長)

はい、ご意見ありがとうございます。以上3点とも御意見・御要望ということ理解したいと思います。最後の点は章ごとに押さえていくと分かりやすい。それからその前の点は、とにかく早口が理解できない。これはやっぱりみんな心して運営していく必要があります。全ての会議で同じ基準というものがなかなかないんで、やっぱり出席者の方の状態を相互に理解しながら議論を進めるっていう、座長としては肝に銘じる必要があるなということを思います。ありがとうございました。

### (委員)

ページ12、13を言っていたのはいいんですけども、点字の場合はまた違ってくるんじゃないかなと思うんです。その辺りを調べるのに余計に時間がかかられるんじゃないかな。

### (委員)

ありがとうございました。点字の場合ページを書くんですけど、その左側に普通字のページも書いてくださると分かりやすいのでありがたいです。そうでないと全部資料見ないといけない。

障害者の社会参加の状況というところで、いいですか。県内にある「民間企業(43.5人以上規模の企業 928社、法定雇用率 2.3%)に雇用されている障害者の数は令和4年6月1日時点において 3620.5人で 13年連続で過去最高となっています。障害者の自立や社会参加が進み」って書いてあるんですけど、ここを障害別に記載するというのは量が多すぎるんでしょうか。私自身の感覚で言うと障害者全体が進んでいるかもしれませんが、最近雇用率が高いのは精神障害者で、身体障害者、特に視覚障害者の場合はほとんど進んでないような気がしています。

それから、だれもが暮らしやすいまちづくり現状と課題(7)のところにバリアフリー基本構想策定状況について、策定済みが12市町で、未策定が7市町と書いてあるんですけど、これをもう少し増

やして全県にしていこうということにはできないんでしょうか。以上お願いします。

### (第2専門分科会長)

事務局お願いします。最初のことはちょっと時間のこともありますが私の方からもやはりページうちは目次のページ、何ページかというのはやっぱり打つべきなんですね。

### (事務局)

次回からそのようにさせていただきます。

障害者の社会参加の状況も就労の状況についての障害種別ごとに書けないかということだったんですけども、こちらデータがあるかどうかも確認の上、ここに書かせてもらうとボリュームがどうなのかということもあるんです。けれども、書けるようであれば書かせていただきますし、書けない場合であっても、情報の提供は委員の方にさせていただきたいと考えております。次にバリアフリーの市町が策定する基本構想の関係で、もう少しここが進まないかといった御意見を頂戴したところで、こちらにつきましては、市町でバリアフリー基本構想の策定の取組が進むように、また助言であったり、情報交換等を進めていきたいと考えております。以上です。

### (第2専門分科会長)

また補足ですが、基本構想については、本県は進んでる市とやってない市との落差が極めて大きいです。注意は必要ですが、実は先進的な市は多く名前を挙げていきますと、先ほど出ました米原であるとか長浜であるとか彦根であるとか、極めて早期に、全国的にも先進的に取り組んだ。その中から守山をはじめとして多くの数多くの先進的な当事者参加の歩みを進めてきたと。こういうことをどこかにニュアンスを出せないかと思います。それを検討いたしましょう。

### (委員)

皆さん、非常に活発な御議論をありがとうございました。午前そして今日の午後、たくさんの意見をいただきましたけれども、ぜひ事務局の方でも最大限調整をして、対応してもらえればと思いますし、先生と私の両分科会長ともしっかりと取りまとめに向けて頑張っていきたいなと思います。

画面共有、権限をすぐにいただけるようでしたら、ちょっと見ていただきたいものがあります。一つ意見ですけども、これは実は去年の12月に公表されました文部科学省の学校のバリアフリーの調査です。いろんな項目があるんですが、特に大きな課題になってます学校のエレベーター設置について、全市町村のデータが公開をされました。例えばこちらの方で見ますと、草津市であったり、あともう一つが米原がエレベーター設置100%となっています。

エレベーターを設置しているところもあれば、0%という市町もあつたりということで非常に格差の大きい状態であります。ただ一方で何を言いたいかというと、その参考資料の方になるかと思うんですが、市町の取組で他にも100%設置をしている市町村、いくつかというか結構あるような状況ですので、この県の取組の中では、県立の学校についてのバリアフリー化については記載されてる



んですけども市町の取組の中で、やはり学校のバリアフリーについて記載をいただけないかなというか、先ほどご覧いただいた、各市町村 100%やっている状況もありますので、ぜひ例えばそういったところを好事例として紹介をして、取組を促すという書きぶりもあるのではないかと意見を意見として申し上げたいと思います。

それと午前中に申し上げたんですけども、当事者参画の仕組みの部分が本編の方では記載が非常にまだ薄いという感じがします。特に権利条約の「私達抜きに私達のことを決めないで」ということに関して、まちづくりのところでは書かれているんですけども、総論というか最初の当事者参画のところには書かないといけないと思いつつながら改めてそのことに気づきました。あと先ほど委員から言われた通りです。当事者参画の実質的な参画にしていくために重要なのが、会議のユニバーサルデザイン化ではないかなということですね。手話通訳や字幕、あるいは点字、テキストデータということはもちろんですが、それだけではなくて会議の進行のスピード、あるいは例えば知的障害などの仲間が参加をしてる場合は、ファシリテーターという支援者ですね、支援者が同席をして会議運営をする。会議に多様な人たちが参加をして実質的な議論ができるようにしていくっていう、その会議のUD化ということをもう少し当事者参画と合わせても記述を膨らませる必要があるのではないかと改めて思った次第です。

いずれにしても、先ほど申しましたとおり、活発な御意見をいただきましたし、次回6月がこの分科会としては最終回ということになっていくと思いますので、今回の議論を受けてこれからいろんなことを調整をしながら最大限反映をしてもらえるように、私達と私両方分科会長も頑張りたいと思います。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。

## **(第2専門分科会長)**

びったりまとめとして受け止めたいと思います。それから具体例御提案いただいた内容、先ほど同様に事務局と我々預かりで検討してみたいと思います。ちょうど約束の16時になりました。全員御発言をいただいているはずで、冒頭で万博のことでちょっと時間があれば申し上げていましたんで2分ぐらいお時間いただきます。御承知のように万博2年後になってまいりました。これは国家的行事でもあります。ユニバーサルデザイン化は今後の日本に大きな影響を与えます。それはあたかも東京オリンピックの中心をなす東京の競技会場のUD化が日本の先進を走りましたように、今回東京オリンピックの基準を全て上回る。もちろん万博という特殊性がありますから、その特殊性は別として一般的にレベルは全てにおいて上回るもの。このガイドラインを作り、現在日本館と、それから大阪館、それから会場全体とこれからまたアメリカ館やイギリス館が設計入ってきますからそれぞれの設計のユニバーサル化にかかっております。ここで申し上げたいのは最初から本当にプランができて、最後細かいところを見てもらうんじゃないかと、一番最初からこれでどうだと、私に言わずとまだ90%ですけども、一応90%は最初の頃から参画しております。行動指針の中では意見を聞くというようなところですが、それを超えてですね、もう実際に意見を聞くのではなくて、参画してもらって一緒に設計してもらって。設計してないものがどうして分かるんだ、いやいや、ちゃんとやればこんなふうに見えるんだ、こういうものを見本みたいなものを示します。

また6月にも機会ありますので御報告したいと思います。ほんのわずか1年の取組ですが、出来上がった設計およびガイドライン類はかなり本県でも参考になると思います。特にソフトの部分は私も驚くほどやればやるだけ出てきます。それを主催者側として文章にしてガイドライン化しております。絶対に本県においても参考になると思いますので、もうじき公開できると思いますので、できれば公開したものを本県の少なくとも支えるサービスが伴う競技場であるとか、あるいは文化会館であるとか、図書館であるとかに、コピーしてお配りいただければいいなと思っております。

#### (司会)

本日は委員の皆様から貴重な御意見を賜り、誠にありがとうございました。私も注意していたつもりですが、手話通訳さんの動きを見てますと少し説明が早かった部分もあったかと思います。委員からいただいた御意見を踏まえまして、次回運営ではより配慮して進めたいと思いますので御容赦願います。皆様からいただきました御意見の趣旨を踏まえまして、指針改定を進めてまいりたいと考えておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

今回は6月と書かせてもらっていますが、5月か6月で日程調整させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上をもちまして、本日のユニバーサルデザイン推進検討専門分科会を終了いたします。長時間ありがとうございました。

(了)